

# INFORMATION

インフォメーション

## 税

税務署からのお知らせ  
**所得税の申告と納税は期限内に**

確定申告による所得税の納税の期限は、申告期限と同じ3月15日(木)です。

お近くの金融機関で期限内に納税してください。

問合せ 青梅税務署  
 ☎0428(22) 3185

**住民税・所得税の申告はお済みですか**

住民税(町・都民税)の申告および所得税の申告・相談

## ご寄付

町へ

掛け時計 渡辺信男 様

問合せ 総務課 ☎557-0531

を実施していますのでご利用ください。

期間 3月15日(木)まで  
 (土・日曜日は除きます)

時間 午前9時～11時  
 午後1時～4時

場所 町民会館2階ホール  
 源泉徴収票(給与・年金)、各種支払調書、印鑑、その他必要書類

※この申告は、平成23年1月1日から12月31日までの収入を申告していただくものです。

問合せ 青梅税務署

【町・都民税の申告について】  
 ▼税務課 ☎557-7519

【所得税の申告について】

▼青梅税務署  
 ☎0428(22) 3185

## 年金



**国民年金基金に加入しませんか**

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

【加入できる方】

20歳から60歳までの国民年金第一号被保険者(保険料を免除および猶予されている方、農業者年金の被保険者は除きます)

【年金の種類】

年金のタイプには「終身年金」「確定年金」があり、それぞれ老齢年金と遺族一時金が掛金に応じて支給されます。

【掛金】

掛金月額は選択した給付の型、加入人数、加入時の年齢、性別によって決まります。6万8000円を上限として加入人数を選び、お支払いいただくことになります。

また、納めた掛金は、全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

## 国保

**高齢受給者証の更新について**

現在、国民健康保険の加入者で70歳以上の方には、高齢受給者証を交付しています。

この受給者証により、病院での窓口負担が1割の方は、平成25年3月まで引き続き1割負担が延長されます。

対象の方には、負担割合の表示を直した受給者証を3月中に送付しますので、届かない場合はご連絡ください。

問合せ 住民課  
 ☎557-7578

## 不用品交換

交渉は当事者間で

※費用が掛かるものがあります

ゆづります

- ▶食器セット(おわん、お茶わん等30個)
- ▶ベビー服(女子用・冬物70センチ位)
- ▶犬小屋(新品)
- ▶マタニティウェア(S～M)
- ▶ベビーバス
- ▶ベッド(セミダブル)
- ▶ロデオボーイ(健康器具)
- ▶倉庫(2畳程度)

ゆづってください

- ▶自転車
- ▶おもちゃ(幼児用)
- ▶ベビー服(女子用90センチ位)
- ▶CDデッキ

問合せ 産業課 ☎557-7633

【自動車】

▼青梅都税事務所  
 ☎0428(22) 1152

**町税等の納め忘れはありませんか**

納期を過ぎた町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料をまだ納めていない方は、至急納税してください。

毎週木曜日は、午後8時まで税務課窓口を延長しています。

※納税の際は、釣り銭のないようお願いします。

納税には、便利な口座振替をご利用ください。

問合せ 税務課  
 ☎557-7529

**高額な外来診療を受ける皆さまへ**

平成24年4月1日から高額な医療費が掛かる方の負担を軽減するため、現在の入院療養に加えて、外来療養についても、同一月で同一医療機関の窓口負担が自己限度額までとなります。

後期高齢者医療制度も同様になります。

※外来療養のお取扱いができません。医療機関があります。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 住民課  
 ☎557-7578

## 後期高齢者医療

**高額医療・高額介護合算療養費制度**

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

【平成23年度の支給要件・支給額】  
 同一世帯で75歳以上の方の

**固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書の送付日の変更**

昨年まで4月に送付していた課税明細書を、平成24年度から納税通知書に同封し、5月に発送します。

問合せ 税務課  
 ☎557-7528

**「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧および「固定資産課税台帳」の縦覧**

縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木)  
 (土・日曜日、祝日は除きます)

閲覧期間 4月2日(月)～平成25年3月29日(金)  
 (土・日曜日、祝日、年末年始は除きます)

※縦覧期間中は閲覧手数料の取り扱いが異なります。

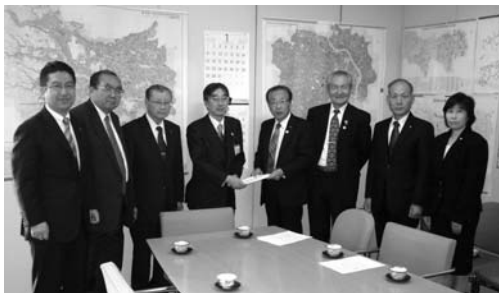
時間 午前8時30分～午後5時

場所 税務課資産税係  
 問合せ 税務課  
 ☎557-7528

公共交通に関する要望活動を行いました。

①JR東日本に対しては、JR八高線の早期複線化や車両基地の建設、運行本数の増発および新駅の設置等について

②東京都に対しては、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸および新青梅街道の拡幅について



【3月17日(土)にJR東日本のダイヤ改正があります】

JR八高線箱根ヶ崎駅の時刻表を「広報みずほ」4月号でお知らせします。  
 問合せ 秘書広報課  
 ☎557-7476

## みずほ

**公共交通に関する要望活動について**

1月18日および2月27日、町と議会ではJR東日本および東京都に対し、次のとおり